

---

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| プロジェクト | 資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い |
| 項目     | 第 498 回企業会計基準委員会で聞かれた意見          |

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 498 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 22 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

## II. 事務局の分析について聞かれた意見

### 会計処理（測定）

2. 電子決済手段を受け取った企業は、現金の払戻しを受けることも多いのではないかとと思われるため、「電子決済手段は、送金・決済手段として利用されるものであり、通常、発行者に対して払戻しの請求は行われず」という表現は、誤解を招くのではないかと考える。
3. 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」及び「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」においては、資金の範囲の「現金」に含まれるとした場合、特定の状況での払い戻しリスクを踏まえると、現金の中に電子決済手段がいくら含まれるかが開示されると理解しやすいのではないかと考える。
4. 電子決済手段は、新しい性格のものであり、既存の類型にきれいにあてはめられるものではないと認識している。期末の評価については、預金に準じて評価するという考え方が示されていれば、必要な場合に何らかの引当金を計上するという対応が可能ではないかと考えるが、評価性引当金と負債性引当金のどちらで定めるのかを含め、個々の論点について全体として俯瞰してみたときに、不整合にならないようにご検討いただきたい。

以 上